

平成24年4月
市川市定例教育委員会会議録

市川市教育委員会

平成24年4月定例教育委員会会議録

- 1 日 時 平成24年4月5日(木) 午後3時00分開議
- 2 場 所 第5委員会室
- 3 日 程
 - 1 開会
 - 2 会期の決定
 - 3 議事日程の決定
 - 4 会議録署名委員の指名
 - 5 議案第1号 市川市教育振興基本計画実施計画編(後期)の策定について
 - 6 報告第1号 市川市教育委員会事務局及び教育機関の職員の任免に関する臨時代理の報告について
 - 報告第2号 市川市立小学校、中学校及び特別支援学校の校長・教頭の人事異動内申に関する臨時代理の報告について
 - 報告第3号 市川市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則の制定に関する臨時代理の報告について
 - 報告第4号 市川市立博物館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則に関する臨時代理の報告について
 - 7 その他
 - 8 閉会
- 4 本日の会議に付した事件
 - 1 議案第1号 市川市教育振興基本計画実施計画編(後期)の策定について
 - 報告第1号 市川市教育委員会事務局及び教育機関の職員の任免に関する臨時代理の報告について
 - 報告第2号 市川市立小学校、中学校及び特別支援学校の校長・教頭の人事異動内申に関する臨時代理の報告について
 - 報告第3号 市川市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則の制定に関する臨時代理の報告について
 - 報告第4号 市川市立博物館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則に関する臨時代理の報告について

2 その他(1)平成24年2月市議会定例会について
(2)平成24年度学校給食費負担軽減事業について

5 出席委員 宇田川 進
五十嵐 芙美子
中村 ふじ江
内田 茂男
田中 庸惠

6 欠席委員 吉岡 博之

7 出席職員、職・氏名

教育次長	下川 幸次	教育総務部長	津吹 一法
学校教育部長	藤間 博之	生涯学習部長	倉橋 常孝
教育総務部次長	高坂 哲	学校教育部次長	押田 敏郎
生涯学習部次長	千葉 貴一	教育政策課長	大野 英也
人事・福利担当室長	竹中 秀成	就学支援課長	伊藤 三郎
教育施設課長	金子 登志夫	義務教育課長	赤石 欣弥
指導課長	平山 健次	保健体育課長	水嶋 雅
教育センター所長	山元 幸恵	生涯学習振興課長	丸山 賢治
地域教育課長	鈴木 栄司	青少年育成課長	安部 幸弘
公民館センター長	秋本 賢一	中央図書館長	松本 雅貴
考古博物館長	新木 等	自然博物館長	宮田 明吉

8 事務局職員、職・氏名

教育政策課	主 幹	水越 英明
〃	主 幹	福田 修
〃	副主幹	近藤 孝子
〃	副主幹	宮内由美子
〃	副主幹	岡田 靖弘
〃	副主幹	関原 一久

○ 事務局

会議に先立ちまして、内田委員が24年2月市議会定例会において、議会の同意を受け、市長から市川市教育委員会委員に任命されましたので、ご報告いたします。ここで、内田委員よりご挨拶をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○ 内田委員

— 挨拶は割愛 —

○ 事務局

ありがとうございました。続きまして、4月1日付で職員の異動がございましたので、組織順に、役職名、氏名を述べさせていただきます。

— 職員の紹介 —

○ 事務局

以上でございます。それでは委員長、会議をよろしく願いいたします。

○ 宇田川委員長

ただいまから、平成24年4月定例教育委員会を開会いたします。本日の会議は、委員の過半数が出席しておりますので地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定により成立いたしました。この定例会の会期は、市川市教育委員会会議規則第3条第2項の規定により、本日1日といたします。それでは日程に従い議事を進めます。会議録署名委員の指名を行います。会議規則第39条の規定により、会議録署名委員は委員長、五十嵐委員、内田委員を指名いたします。続きまして、議案に入ります。議案第1号 市川市教育振興基本計画実施計画編（後期）の策定についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○ 教育政策課長

議事日程の1ページをごらんください。本案につきましては、市川市教育振興基本計画基本計画編に基づきまして、その実施計画編（後期）を策定する必要があるために提案するものでございます。初めに、市川市教育振興基本計画実施計画編の後期編策定につきまして、これまでの経緯をご説明させていただきます。市川市教育振興基本計画につきましては、平成21年3月に基本計画編を策定いたしまして、翌年の3月には施策の具体的な方向を定める実施計画編（前期）を策定しております。実施計画編（前期）でございますけれども、平成21年度から23年度までを計画期間としており、その3年目に当たる平成23年度に見直しを図り、24年度及び平成25年度を計画期間とする実施計画編（後期）を策定することとしております。実施計画編（後期）の策定に当たりましては、教育に関し学識経験を有する方の知見を活用することが求められておりますことから、平成23年8月29日に開催した第2回市川市教育振興審議会に諮問をさせていただきました。その後、平成24年2月9日に開催した第3回教育振興審議会の調査審議を経まして、24年3月22

日の第4回教育振興審議会におきまして答申をいただいたところでございます。それでは、教育振興審議会より答申のありました答申内容についてご報告と、実施計画編（後期）案につきまして、お手元にお配りいたしました資料に基づき説明をさせていただきます。まず、お手元でございます市川市教育振興基本計画「実施計画編」（後期）の策定について（答申）という3枚つづりの資料でございます。こちらの答申書でございますけれども、教育振興審議会より、これまでの調査審議の内容について取りまとめていただきましてご提出をいただいたものでございます。この答申書の2ページ目の9行目に記載がございますけれども、本審議会は、諮問を受けた市川市教育振興基本計画実施計画編（後期）について、おおむね妥当である旨の答申をいただいたところでございます。なお、同じく2ページの中段でございます提言につきましては、これまでご審議いただきました各委員からのご意見につきまして記載していただいたところでございます。主な提言の内容といたしましては、第2章の「施策の計画と評価」全般について、各施策における「施策の評価の指標」について、「基本的方向1 子どもの姿」について、「基本的方向2 家庭・学校・地域の姿」について、「基本的方向3 市川の教育の姿」についての5点が主なものでございました。審議会よりいただきました答申を踏まえまして、前回までの実施計画編（後期）案を補正させていただいて、本日お示しをさせていただいたものが、お手元にあります「市川市教育振興基本計画実施計画編（後期）案」でございます。それが厚いこちらの冊子でございます。また、本計画の策定につきましては、これまでも平成24年2月及び3月の定例教育委員会の勉強会におきまして、教育委員の皆様からもご意見やご助言をいただきまして進めさせていただいたところでございます。基本的には前回の案に委員会内で対応したものが、この案となります。それでは、実施計画編（後期）案について、特に施策の評価にかかわる部分につきましてご説明させていただきます。答申書の3ページ目をごらんください。各施策における「施策の評価の指標」についてでございます。審議会の委員より、「平成23年度の現状」に「平成22年度の現状」を記載しているところがあるが、できる限り現段階の現状を把握して、何月現在などと注をして記載すべきではないかというご意見をいただきました。このような指摘につきましては、施策1-1-3を含めて11カ所ございました。こちらにつきましては所管課で対応いたしまして、修正が可能な箇所につきましては、実施計画編（後期）案に反映させていくことといたしました。一例を挙げてご説明いたしますと、「実施計画編（後期）案」の19ページをごらんください。施策1-1-3 道徳心を養う取り組みの推進の2. 施策の評価、指標1「家庭・地域と協力して道徳教育を進めた学校の割合」というところでございます。3月の定例教育委員会の勉強会で資料としてお示ししました実施計画編（後期）案3では、22年度の現状をここに記載していたところで

ございましたが、所管が3月中に現状値を把握することができましたことによりまして修正を加えまして、改めて23年度の現状の数値を記載させていただいたところがございます。最終的な23年度の現状の数値につきましては、事業公開58%、人材活用94%となっております。同様に、ご指摘いただいた事項につきましては、所管課で対応できるものにつきましては修正を加えて、23年度の現状値に記載を変えさせていただいたところがございます。なお、23年度の現状値を修正することによりまして、24年度、25年度の目標値をあわせて修正させていただいた箇所がございます。例えば22年度と23年度が、数値を入れたところ、数値が大きくなったことによりまして目標値も若干変える必要があったというところがございます。その一例でございますけれども、本誌の43ページをごらんください。これが、施策1-5-1歴史や文化に関する教育の推進というところがございます。2. 施策の評価の指標の4番「博物館が、出前授業・体験活動を含めて、学校等に教育普及活動をした回数」というところがございます。こちらは、以前の22年度の数値ですと127回でございましたが、23年度の現状の数値が159回と22年度の実績より多くなりましたことによりまして、24年度と25年度の目標値をそれにあわせて修正する必要が出てまいりました。所管課の検討によりまして、24年度の目標値は165回、25年度の目標値は170回と修正を加えたところがございます。これ以前は132回が137回ということで目標をとっていたところがございます。このような修正を要したのは、1-5-1を含めまして5つの指標で該当していったところがございます。以上、主に施策の評価にかかわる部分についてご報告をさせていただきました。最終的に市川市教育振興基本計画実施計画編（後期）案3を補正して今回取りまとめさせていただいたのが、本日お示しした市川市教育振興基本計画実施計画編（後期）案でございます。今後は、本日、本案につきましてご承認いただきました後は、この実施計画編（後期）を教育委員会内部、学校等の関係部署に配布するほか、ウェブのホームページによる公表、議会への提出等を予定しているところがございます。以上、市川市教育振興基本計画実施計画編（後期）の策定についてご説明させていただきました。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○ 宇田川委員長

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。質疑がないようですので、議案第1号を採決いたします。ご異議はございませんか。

○ 他の委員

異議なし。

○ 宇田川委員長

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決いたしました。次に報告第1号 市川市教育委員会事務局及び教育機関の職員の任免に関する臨時代

理の報告についてを説明してください。

○ 人事・福利担当室長

議事日程の2ページと3ページをごらんいただきたいと思います。教育委員会事務局及び教育機関に配置する市職員の人事異動につきましては、本来は定例教育委員会、あるいは臨時教育委員会において議案として提出いたしましてご意見をいただかなければならないところですが、市長部局等との調整もありまして時間がございましたことから、市川市教育委員会事務委任規則第2条の規定によりまして、教育長が臨時代理をさせていただきましたので、同規則第2条第3項の規定に基づきましてご報告させていただきます。以上でございます。

○ 宇田川委員長

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。質疑がないようですので、報告第1号を終了いたします。次に報告第2号 市川市立小学校、中学校及び特別支援学校の校長・教頭の人事異動内申に関する臨時代理の報告についてを説明してください。

○ 義務教育課長

議事日程の4ページから6ページをごらんいただきたいと思います。平成23年度末及び平成24年度市川市立小学校、中学校及び特別支援学校の校長、副校長、教頭に関する人事異動につきましては、千葉県教育委員会に内申する前に、本会議において議案として提出し、ご意見をいただかなければならないところですが、臨時教育委員会を開催する時間がなかったこと、また、千葉県教育委員会との調整から提出までの期間が大変短かったことから、市川市教育委員会事務委任規則第2条の規定により教育長が臨時代理をさせていただきました。このことにより、平成23年度末及び平成24年度の市川市立小学校、中学校及び特別支援学校の校長、副校長、教頭の人事異動は完結いたしました。したがって、同規則第2条第3項の規定によりご報告するものでございます。管理職の人事異動にかかわる具体的な内容につきましては、5ページと6ページのとおりでございます。1の退職につきましては、定年退職並びに勸奨退職、そして県及び市教育委員会への異動のための退職者でございます。2の転補につきましては、市内の学校間異動者となっております。また、3の新任につきましては、県及び市の行政機関から異動による昇任、また再任、校長の場合は教頭から、教頭の場合は教諭からの昇任者となっております。最後に、4のその他は、県立学校並びに管内他市への異動者となっております。なお、一般教員の異動につきましては、別冊資料のとおりでございます。以上でございます。

○ 宇田川委員長

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。質疑がないようですので、報告第2号を終了いたします。次に報告第3号 市川市私立幼稚園

就園奨励費補助金交付規則の制定に関する臨時代理の報告についてを説明してください。

○ 就学支援課長

資料7ページをごらんください。本件につきましては、本来、教育委員会に議案として提出し、ご審議いただくべき案件ではございましたが、本件は2月定例市議会において平成24年度予算が議決された後において、当該規則の制定が必要となります。また、本件は平成24年4月1日から施行し、同時に関連する規則の廃止をする必要もありましたことから、会議をする暇がございませんでしたことなどから、市川市教育委員会事務委任規則第2条第1項の規定に基づき、市川市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則の制定につきましては、平成24年3月28日付で教育長の臨時代理とさせていただいたものでございます。また、同規則第2条第3項の規定に基づきまして、本日ご報告するものでございます。規則の具体的な内容といたしましては、資料8ページから資料23ページをごらんいただきたいと思います。この規則は、市川市私立幼稚園園児補助金交付規則と市川市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則を一本化し、新たな規則として制定するものでございます。2つの規則を一本化することによりまして、補助金の交付申請を一度に行うことで、保護者の申請手続の軽減、プライバシー保護及び事務の効率化を図るものでございます。なお、一本化による補助金の合計金額の変更はございません。資料8ページ、第1条をごらんください。この規則の目的を規定しております。私立幼稚園に在園する在園児の世帯の所得の状況に応じて保護者が負担する保育料及び入園料について補助金を交付することで、保護者の経済的負担の軽減と公立幼稚園の保育料との格差是正を図り、幼児教育の振興に資することとしております。続きまして、第3条には補助金の交付対象者及び額を規定しております。補助金の交付対象者は、今までの園児補助金と就園奨励費補助金と同様で、6月1日から10月1日までの間、幼稚園に在園する園児の保護者となります。補助金額につきましては、資料12ページ、別表第1と資料14ページ、別表第2をごらんください。ここに規定しております補助金額は、資料23ページ、国の就園奨励費補助金の補助単価に旧園児補助金分の金額3万5,000円を加算した金額となっております。なお、国の就園奨励費補助金の補助単価につきましては、平成23年度より対前年比3,000円の増となっております。続きまして、資料9ページ、第4条補助金の交付申請、16ページから17ページの補助金交付申請書をごらんください。補助金の交付申請において市町村民税の課税証明書の添付を従来必要としておりましたが、保護者の課税状況について市が調査することに対して同意を得ることで当該書類の提出を省略いたしました。次に、第6条におきましては、保護者が幼稚園の設置者に補助金の請求をする権限を委任することで、請求者への保護者の誤記による再提出等を未然に防ぐとともに、事務を簡素化した

しました。また、補助金の交付方法については、今まで市から補助金を幼稚園に振り込み、幼稚園は現金で保護者に補助金を交付しておりましたが、市から直接保護者の口座に補助金を振り込む方法とし、補助金交付のあるなしに関する保護者のプライバシー保護を図るとともに、幼稚園が現金を取り扱う事務の軽減を図りました。なお、補助金の交付につきましては、従前の就園奨励費補助金と同様に、6月下旬から7月に申請書を受け付けさせていただき、補助金の交付は10月を予定しております。説明は以上となります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○ 宇田川委員長

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。

○ 五十嵐委員

この変更は前回、勉強会でも説明を受けたのですが、保護者に対しての説明とか周知徹底はどのような方法で行われましたか。

○ 就学支援課長

保護者さんに対しては、事前に印刷したプリントを1月中に、24年度から受け付け方法が変わりますよということで周知はしてございます。

○ 五十嵐委員

それに対して何かご意見とか要望とかは入っていますか。

○ 就学支援課長

今のところ特にございません。

○ 五十嵐委員

簡便になるのですね。

○ 就学支援課長

はい。

○ 五十嵐委員

わかりました。ありがとうございます。

○ 宇田川委員長

他に質疑がないようですので、報告第3号を終了いたします。次に報告第4号 市川市立博物館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則に関する臨時代理の報告についてを説明してください。

○ 考古博物館長

24ページをご参照願います。本件は、平成24年2月議会に提案の市川市立博物館の設置及び管理に関する条例の一部改正が3月8日議決されたことに伴い、同条例施行規則を改正施行する必要があるため、市川市教育委員会事務委任規則第2条第1項の規定に基づき、臨時代理により同規則を改正し、平成24年3月16日に公布したので、同条第3項の規定に基づき本定例委員会に報告するものでございます。お手数ですが、27ページをお願いいたします。改正理由及びその内容といたしましては、利用者の利便性の向上を図

るため、祝日においても博物館を開館することに伴って、条例において規定した博物館の開館時間及び休館日を本規則から削るほか、「博物館会議室等利用申込書」について、会議室等を公用に供する行政財産として利用者に対し利用させることから、市川市財務規則第182条の行政財産の使用許可申請の規定に基づき「博物館会議室等利用申請書」に改める等のほか、規則等の規定例にあわせ条文を整備したものでございまして、改正前の規則各条の規定趣旨を変更したものではありません。施行期日は条例の改正により平成24年4月1日から祝日を開館日として施設の管理及び運営を行うため、同日を施行期日としております。報告は以上でございます。

○ 宇田川委員長

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。

○ 内田委員

考古博物館とか歴史博物館は9時から始まって、自然博物館は9時半から始まるのですが、別にそろえなければいけないことはないのですが、この違いは何ですか。

○ 考古博物館長

考古博物館及び歴史博物館はそれぞれ単独の施設として運営させていただいておりますけれども、自然博物館は市川市動植物園と併設になってございます。このため、動植物園の開館時間にあわせて博物館の開館時間を決定したものでございます。

○ 内田委員

わかりました。ありがとうございます。

○ 宇田川委員長

他に質疑がないようですので、報告第4号を終了いたします。続きまして、その他に入ります。(1)平成24年2月市議会定例会についてを説明してください。

○ 教育次長

31ページになります。まず会期でございますが、平成24年2月13日から3月15日まででございます。その議会に提出しました議案の中で、教育委員会に関する議案が46号から86号までの6議案になっております。これは議会に中ですべて可決されております。内容につきましては、以前の勉強会等でご説明しておりますので、割愛させていただきたいと思っております。次に、3番目の代表質疑のところから説明をさせていただきます。代表質疑は、施政方針、あるいは平成24年度の当初予算、予算に伴う議案が対象となっております。質疑自体は各党派ごとに人数に応じて持ち時間が決まっております。順番にされていきます。質問を受けた内容でございますけれども、まず、(1)の施政方針から説明をいたします。主なもののみについて内容を報告させていただきたいと思っております。まず、ページ4の震災対策についてでございま

す。このところにつきましては、学校における地域防災力の向上にかかわる取り組みについての質問を受けております。これに対しましては、東日本大震災以降、津波を想定した屋上への避難計画を立案し、訓練を実施した学校が昨年11月までに小中学校で17校あった、さらに、地域自治会と連携した地域防災訓練を行う学校も見られるようになっていて、今後は新たな視点で防災教育の日を設定したり、中学校ブロック合同の防災訓練を計画するなど検討していくといった答弁をしております。それから、同じ震災対策のところでは保育クラブのご質問をいただいております。今後こういった整備をしていくのかということですが、最低限1泊分の食料としまして、約3,000名の入所児童全員が泊まり込みとなった場合も想定しまして、夕食用としてアルファ米を5,000食分、飲料水は1.5リットルのペットボトルを1,000本、やかんや簡易な朝食用として乾パンなどととも毛布などを配備していくといった答弁をしております。続きまして、6ページの放射能対策についての質疑がございました。まず、その中で給食の放射性物質の検査の頻度についてという緑風会からの質問がございました。これに対しましては、これまで同様、給食での使用頻度の高い食材を2週間に1回のペースでモニタリング検査を実施する、これに加え、千葉県が検査機器を新たに5台導入する予定であることから、これも積極的に活用し検査の頻度を高めていく、また、各地域から抽出した5校から提出された給食を混ぜて検査するミキシング検査についても、23年度は試験的なものであったが、24年度はすべての学校を対象に年2回から3回程度実施する予定であるとの答弁をしております。続きまして、33ページの学校給食についてでございます。この中で、3人目の給食費の無料化についての費用、あるいは対象者の人数についてのご質問がありました。これに対しましては、対象となる児童生徒数は小学校、特別支援学校小学部で990名程度、中学校及び特別支援学校中学部で10名程度、合計で約1,000人、世帯数では約900世帯になります。予算額については、食材支給に1億2,000万円、3人目以降給食費無料化に4,600万円、合計で1億6,600万円であるとの答弁をしております。また、この学校給食について、食育、あるいは教育機会の平等という目的から、3人目以降の給食費無料化の意義のご質問がございました。これに対しましては、3人以上の義務教育期間中のお子さんを持つ多子家庭では、毎月最低でも1万2,900円以上の給食費を支払っていることになり、この無料化によりまして子ども1人当たり小学校で年間4万6,000円程度、中学校で年間5万5,000円程度の負担を軽減することとなり、家庭における教育費の確保という面では大きな意義があるものと認識している旨の答弁をしております。それから、34ページに教育についてのところがございます。これはICT環境の質問でございます。こういった計画なのかということですので、24年度機械更新に伴い学習支援システムと校務支援システムを導入する計画である、学習支援システムでは、コ

ンピューターをプロジェクターや書画カメラ等の周辺機器と接続することで教材として画像や映像などを映し出し、授業で活用できるようになり、デジ図書やデジ教科書を利用できる環境も整う予定と答弁しております。また、校務支援システムの整備によって児童生徒に向き合う時間は確保されるのかという質問をいただいております。これに対しましては、今回導入予定の校務支援システムでは、児童生徒名簿をもとに出席簿の作成や成績処理、通知票、指導要領、調査票の作成等々いろいろな事務が可能となり、また、あわせて情報の共有化を進めることができる、文部科学省の調査では、このシステムの導入で1日当たり30分ほど事務等に係る時間短縮が図れたとの結果が出ており、効果は大きいと考えているという答弁をしております。次に、一般質問に入らせていただきます。一般質問は合計9名の議員の方がご質問いただいておりますが、すべて学校教育部にかかわるものでございました。これも主なもののみ報告をさせていただきます。まず、寒川議員ですけれども、武道に関する質問でございます。柔道の安全対策は十分であるかといった質問です。これに対しましては、24年度は1、2年生ともに武道が必修化されるが、柔道の授業を実施する予定の学校は16校すべて、100%となっている、これまで指導者の研修として実技講習会や柔道指導者安全講習会を実施し、講習会の内容は教育委員会で指導資料としてまとめ、各学校に配布する予定である、現在、千葉県教育委員会で柔道の授業の指導資料の作成中で、3月中に配布予定と聞いており、市川市教育委員会においても県の資料を参考にモデル的な指導計画を作成し、各学校に配布したいと考えていると答弁をしております。36ページの中村義雄議員のところ、全国学力・学習状況調査の質問をいただいております。これに対しまして、学力調査ですけれども、全国の学力・学習状況調査については、全国調査の基準における実態把握ができ、指導に生かせる効果もあることから調査に協力をする、24年4月17日に小学校11校、中学校9校の抽出対象校において小学6年生、中学3年生を対象に国語、算数・数学、理科及び学習意欲等生活の諸側面に関する質問紙調査で実施予定、また、市川市の学力・学習状況調査では、経年で市川市全体の児童生徒の学力や学習状況の実態、各学校の課題を的確に把握することによって教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図り学力向上を目指すことを目的としているとの答弁をしております。湯浅議員からは放射能のご質問がありまして、この中で新副読本のご質問がありました。これに対しましては、文部科学省から4月に配布される新版の放射線副読本については、旧版が安全性等にそぐわない記述があったことから、学校現場で放射線等の基礎的な性質について理解を図り、的確に対処することを目的として新たに編集されたもので、文部科学省からは、放射線等についての学習を行う際には、必要に応じて副読本の活用をしていただきたいという趣旨の通知もあり、国の方針に準じていくという答弁をしております。最後

に、荒木詩郎議員のところ学区変更についてのご質問がありました。質問の趣旨は、小規模校化が進んでいる塩浜小学校の通学区域に南行徳3丁目、4丁目を入れることについての見解はどうかというご質問でした。塩浜小学校の学区につきましては、21年9月議会で同様の質問を受け、その後、市川市立小中学校通学審議会に諮問し、答申を受け、市教委としても今後の方向性を明らかにする旨の答弁をしたというふうに答えております。また、現在行われております塩浜小中学校の一貫教育については、一貫校には、校舎を共有する併設型、学校施設はそのまま小中が教育活動を連携して進める連携型、さらには9年間の教育課程編成などさまざまな形態がありますが、今後、両校が進めるさまざまな連携を検証する中で、一貫教育を含めて今後の方向性を検討していくといった旨の答弁をしております。以上でございます。

○ 宇田川委員長

ありがとうございました。

○ 宇田川委員長

次に(2)平成24年度学校給食費負担軽減事業についてを説明してください。

○ 保健体育課長

37ページをごらんいただきたいと思います。簡単にご説明申し上げたいと思います。学校給食費負担軽減事業についてでございますが、先ほどの議会報告でもございましたが、24年度も給食費の値上げを回避するとともに、安心・安全な給食を提供するために、米を中心といたしました給食食材の現物支給を継続してまいります。そのため、給食費でございますけれども、前年同様、1食、小学生は253円、中学生は300円でございます。この金額で今年度も実施する予定でございます。あわせて、今年度から、先ほどもございましたが、多子世帯への子育て支援として義務教育期間中の3人目以降の給食費無料化も開始いたします。今月より開始してまいりますので、先月末に各学校の関係者を集めて説明会等を実施いたしました。円滑にスタートできるよう、現在、課の中で事務手続等の準備を進めております。以上、ご報告申し上げます。

○ 宇田川委員長

ありがとうございました。

○ 中村委員

いま給食費未払いほどのくらいの金額になっているのでしょうか。

○ 保健体育課長

現在、各学校、23年度分については全部調査が終わっておりませんが、22年度の状況でいいますと、約190万円、未納率といたしましては0.13%でございます。この数字につきましては、近隣他市の状況と比べましては非常に少ない額でございます。

○ 宇田川委員長

本日の議事は以上でございますが、皆様から何かございますか。

○ 他の委員

ございません。

○ 宇田川委員長

それでは、これもちまして平成24年4月定例教育委員会を閉会いたします。

(午後3時55分閉会)

署名委員

委員長

宇田川 進

委員

五十嵐 美美子

委員

内田 茂男